

令和4年4月1日  
不動産・建設経済局参事官  
(不動産管理業担当)

## 賃貸住宅管理法に基づく賃貸住宅管理業登録申請について ～移行期間満了迫る！早期の登録申請をお願いします！～

管理戸数200戸以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理法に基づき令和4年6月15日までの登録申請が必須となります。

今般、国土交通省では、業界団体に対し別添のとおり通知文を发出するとともに、一部の事業者に対しては、直接お知らせを送付しました。

法令遵守の観点からも、時間に余裕をもって申請していただきますよう、お願いいたします。

### 1、賃貸住宅管理業登録申請期限について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下、「法」という。）に基づく賃貸住宅管理業登録制度は令和3年6月15日から施行されており、**賃貸住宅管理戸数（自己所有物件の管理除く）200戸以上の賃貸住宅管理業者は、令和4年6月15日までの登録申請が必須**となります。このため、国土交通省では以下のとおり通知文等を发出しております。

#### ① 業界団体への通知文发出

業界団体に対し、未登録の団体加盟事業者へ早期の登録申請を促すよう、注意点を明記した上で、別添の通知文を发出しました。

#### ② 一部の事業者へのお知らせの送付

法施行以前の旧賃貸住宅管理業登録制度（告示制度）では登録を受けていたものの、法に基づく登録を受けていない全ての事業者に対し、直接お知らせを送付しました。

### 2、法に基づく登録を受けていない事業者の方へ

法令遵守の観点からも、時間に余裕をもって申請していただきますよう、お願いいたします。

#### ① 賃貸住宅管理業法ポータルサイトをご活用ください

登録申請の方法等は、賃貸住宅管理業法ポータルサイトにてご案内しております。

[\(https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/pm\\_portal/\)](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/)

インターネットで、「国交省 賃貸 ポータル」と検索するか、右のQRコードによりアクセスをお願いします。



#### ② 電子申請を推奨しています

登録には電子申請をご活用ください。令和4年3月28日現在、登録事業者4,475者のうち、3,286者（約73%）が電子申請を利用しています。

### 3、法に基づく業務実施のために

賃貸住宅管理業法習熟度診断は、令和4年1月11日から令和4年1月31日までの実施期間内に、延べ約2.3万人に実施いただきました。診断画面には引き続きアクセスできますので、業法の理解度の確認に引き続きご活用ください (<https://forms.gle/EfyzjvE1w29xsbfU7>)。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付 石島・久保田

TEL:03-5253-8111【代表】(内線25131・25138) 【直通】03-5253-8288

FAX:03-5253-1557